

令和2年12月11日

「投資信託等の運用に関する規則」の  
一部改正に関する意見募集について

I 改正等の目的

為替予約取引に係る信用リスク集中回避のためのエクスポージャーの算定について、予約期日の到来が120日を超えるものは評価益の額と規定されている。

しかしながら、120日を超える為替予約取引については、最近の取引の長期化により、当該取引を締結する際、相手側より担保を求められる事例が散見されている。以上を踏まえ、当該取引についてファンドマネージャー等が適切に信用リスクを管理することを可能とするため、投資信託委託会社の判断により、当該取引の締結をする際に担保を提供した場合には、エクスポージャーの計算上、当該取引に係る評価益の額から担保金の額を控除することを可能とする。

II 募集期間

令和2年12月11日（金）より令和2年12月25日（金）（午後5時）まで

III 改正の内容

1. 投資信託等の運用に関する規則

第17条の2第3項（2）を改正し、「ただし、当該取引に担保が差し入れられている場合には、委託会社の判断により、評価益の額から当該担保相当額を差し引くことが出来るものとする。」を追記する。

IV 今後の予定等

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、令和3年1月開催予定の自主規制委員会及び理事会において規則の一部改正を行うことを目標とする。

以 上